北上地区消防組合同意・消防用設備等事務処理規程を次のように定める。

令和2年2月4日

北上地区消防組合消防本部 消防長 佐 藤 晃

北上地区消防組合同意·消防用設備等事務処理規程

(別紙のとおり)

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、建築物の同意事務並びに消防用設備等及び特殊消防用設備等の届出等に係る事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 建築主事 建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)上の 建築確認をつかさどるために置かれる都道府県や市町村の職員をいう。
  - (2) 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、 その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。
  - (3) 指定確認検査機関 国土交通大臣又は都道府県知事の指定を受けて、建築確認申請又は検査業務を行う民間機関をいう。
  - (4) 建築主事等 建築主事、特定行政庁又は指定確認検査機関をいう。
  - (5) 関係者 消防法 (昭和23年法律第186号。以下「法」という。) 第2条第4項に 掲げる関係者、建築物の建築主、設計者、工事管理者及び工事施工者をいう。
  - (6) 建築確認申請書 建基法第93条第1項及び第4項の規定により、建築確認を行う建築主事又は指定確認検査機関から同意を求められた図書又は通知された図書をいう。
  - (7) 許可申請書 建基法第93条第1項の規定により、許可を行う特定行政庁から同意を求められた図書をいう。
  - (8) 計画通知書 建基法第18条第2項の規定により建築主事が受けた通知のうち、同法第93条第4項の規定により、建築主事から通知された図書をいう。
  - (9) 仮使用認定申請書 建基法第7条の6の規定により、建築主事等から意見を求められた図書をいう。

(同意を必要とする建築確認申請書の審査)

- 第3条 同意を必要とする建築確認申請書の審査は、当該申請書に記載された建築物 に関する計画が、関係法令に基づく建築物の防火に関する規定について適合しているか否かを書類審査及び現地調査により行うものとする。ただし、特に必要がない と認めたものについては、現地調査を省略することができる。
- 2 審査期間は、法第7条第2項に規定する期間内とするほか次の各号のとおりとする。
- (1) 審査期間の開始日は、当該申請書を受付した翌日とする。審査期間の終了日が 土曜日、日曜日又は休日(北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関

する条例(平成7年北上地区消防組合条例第3号)第9条に規定する休日をいう。 以下この号において同じ。)に当たるときは、その翌日の土曜日、日曜日又は休日 でない日を終了日とする。

(2) 当該申請書に不備又は不足があると認めた場合は、関係者及び建築主事等に対して必要な措置を求めるものとする。この場合、補正されるまでの間は審査期間から除くものとし、関係者及び建築主事等に説明するものとする。

(同意等の通知)

- 第4条 消防長は、前条の規定により同意を決定した場合、確認申請に係る同意について(様式第1号)により建築主事等に通知するものとする。
- 2 消防長は、前条の規定により不同意又は審査不能と決定した場合、確認申請に係る不同意について(様式第2号)により不同意理由を記載し建築主事等に通知する ものとする。
- 3 消防長は、同意を決定した申請書の計画建築物が消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第一に掲げる防火対象物に該当し、消防用設備等の設置その他防火に関する規定について必要な事項を通知する必要がある場合、建築許可等の同意に係る通知書(様式第3号)により関係者又は建築主事等に通知するものとする。

(許可申請書の処理)

第5条 前2条の規定は、許可申請書の処理について準用する。この場合において、 第3条第1項中「同意を必要とする建築確認申請書」とあるのは「許可申請書」と、 第4条第1項中「確認申請に係る同意について(様式第1号)」とあるのは「許可申 請に係る同意について(様式第4号)」と、同条第2項中「確認申請に係る不同意に ついて(様式第2号)」とあるのは「許可申請に係る不同意について(様式第5号)」 と読み替えるものとする。

(計画通知書の通知処理)

- 第6条 第3条の規定は、計画通知書の審査について準用する。この場合において、「同意を必要とする建築確認申請書」とあるのは「計画通知書」と、「当該申請書」とあるのは「当該通知書」と読み替えるものとする。
- 2 消防長は、計画通知書の計画建築物が令別表第一に掲げる防火対象物に該当し、 消防用設備等の設置その他防火に関する規定について必要な事項を通知する必要 がある場合、建築許可等の計画通知に係る通知書(様式第6号)により関係者又は 建築主事等に通知するものとする。

(建築確認申請書の通知処理)

第7条 消防長は、建基法第93条第4項の規定による建築確認申請書の通知について、 建築物の用途、面積、構造等の計画の内容について把握しておく必要がある事項を 認めた場合、建築主事又は指定確認検査機関に対し、資料の提出を求めるものとす る。

(仮使用認定申請書の処理)

- 第8条 仮使用認定申請書の審査は、当該申請書に記載された建築物に関する計画が、 消防上支障がないか否かを書類審査及び現地調査により行うものとする。
- 2 消防長は、前項の規定による審査の結果を建築基準法第7条の6の規定に基づく 仮使用の認定について(様式第7号)により、建築主事等に回答するものとする。 ただし、仮使用認定に関する関係機関との協議に係る様式について別段の定めがあ る場合には、その定めるところによる。

(工事整備対象設備等着工届出書の審査)

- 第9条 工事整備対象設備等着工届出書の審査は、消防用設備等の設備等技術基準又は特殊消防用設備等の設備等設置維持計画に適合しているか否かを書類審査により行うものとする。
- 2 消防長又は消防署長は、前項の規定による審査にて適合していないと認められる 場合、届出者に対し指導し是正させなければならない。

(工事に係る中間検査)

第10条 消防長又は消防署長は、工事整備対象設備等着工届出書に係る工事について、 必要に応じて中間検査を行い、その検査結果を記録するものとする。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査)

第11条 消防署長は、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書の提出があった場合、法第17条の3の2の規定により、消防用設備等の設備等技術基準又は特殊消防用設備等の設備等設置維持計画に適合しているか否か検査を行い、その検査結果を記録するものとする。

(消防用設備等の特例)

- 第12条 消防長は、令第32条の適用について申請があった場合、その申請事由が消防 用設備等の技術上の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少 なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められ るか否かを書類審査及び現地調査により行うものとする。ただし、特に必要がない と認めたものについては、現地調査を省略することができる。
- 2 消防長は、前項の規定により決定した結果について消防用設備等特例(承認・不 承認)通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第13条 この訓令に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

様

北上地区消防組合消防本部

消防長

確認申請に係る同意について (回答)

年 月 日付け第 号による確認申請に係ることについては、防火に関する規 定に適合していると認められるので、消防法第7条第2項の規定により同意します。

- 1 建築主
- 2 敷地の位置

第 号年 月 日

様

北上地区消防組合消防本部

消防長

確認申請に係る不同意について(回答)

年 月 日付け第 号による確認申請に係ることについては、下記のとおり防 火に関する規定に不適合事項が認められるので、消防法第7条第2項の規定により不同意とし ます。

- 1 建築主
- 2 敷地の位置
- 3 不適合事項

様

北上地区消防組合消防本部 消防長 印

# 建築許可等の同意に係る通知書

このことについて、 年 月 日受付の同意に係る申請書等の内容を検討した結果、下記1の建築物について、2から5までのとおり消防用設備等の設置及び消防署への届出等が必要になりますので通知します。

なお、用途変更及び計画変更等により当初の内容と異なる場合は、次の各事項についても変更になる 場合がありますのでご留意願います。

また、消防署の完了検査、確認を行う場合もありますので必要に応じて手続きを行うようお願いします。

#### 1 建築物概要

建築物の所在地								
構造・階数		[-]	地上]	階	[土]	也下]	階	
延べ面積	申請部分	m²	申請以允	外の部分	m²	合計		m²
工事完了予定年月日	年	月	日					
消防法上の用途区分	消防法施行令	別表第1						

#### 2 消防用設備等(消防法第17条第1項)

消防用設備等	特記事項

2	届	ш	日日	K
O.	ЛΗ	í l ì	关	778

必要な届出	特記事項
4 危険物施設設置許可の申請(消防法	第11条第1項)
5 その他	

〒 -

北上地区消防組合消防本部

担当

TEL

様

北上地区消防組合消防本部

消防長

許可申請に係る同意について (回答)

年 月 日付け第 号による許可申請に係ることについては、防火に関する規 定に適合していると認められるので、消防法第7条第2項の規定により同意します。

- 1 建築主
- 2 敷地の位置

第 号年 月 日

様

北上地区消防組合消防本部

消防長

許可申請に係る不同意について (回答)

年 月 日付け第 号による許可申請に係ることについては、下記のとおり防 火に関する規定に不適合事項が認められるので、消防法第7条第2項の規定により不同意とし ます。

- 1 建築主
- 2 敷地の位置
- 3 不適合事項

様

北上地区消防組合消防本部 消防長 印

# 建築許可等の計画通知に係る通知書

このことについて、 年 月 日受付の計画通知に係る申請書等の内容を検討した結果、下記1の建築物について、2から5までのとおり消防用設備等の設置及び消防署への届出等が必要になりますので通知します。

なお、用途変更及び計画変更等により当初の内容と異なる場合は、次の各事項についても変更になる場合がありますのでご留意願います。

また、消防署の完了検査、確認を行う場合もありますので必要に応じて手続きを行うようお願いします。

### 1 建築物概要

建築物の所在地								
構造・階数		[]	地上]	階	[月	也下]	階	
延べ面積	申請部分	m²	申請以	外の部分	m²	合計		m²
工事完了予定年月日	年	月	月					
消防法上の用途区分	消防法施行令	別表第1						

#### 2 消防用設備等(消防法第17条第1項)

消防用設備等	特記事項

2	届	Ш	月月	K
	加	Tì.	l¥l	1:1

〒 -

北上地区消防組合消防本部

担当

TEL

第号

年 月 日

様

北上地区消防組合消防本部

消防長

建築基準法第7条の6の規定に基づく仮使用の認定について(回答)

年 月 日付け第 号により照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- (1) 消防上支障がない。
- (2) 下記条件を満たした場合は支障がない。
- (3) 下記理由により仮使用の認定が適当でない。

(条件、理由等)

# 消防用設備等特例(承認・不承認)通知書

							第		号	
							年	月	日	
			様							
					北上地区	消防組織	合消防本語	部		
					消防長		[	印		
	/T:		日付ける中華の	まったできる所も	+++ <del>(7, 1/m</del> ) =	伝 フ 沁灯	+>++/-/=	<i>∿⊭</i> ≠90/	マンマロ	
について	年 審査	月 こた結果		)あった下記の防火 〈認)したので通知		併る捐)	方法施行 <sup>。</sup>	市男323	その週用	
	<b>ч</b> н		(大工人协口)							
				記						
			所 在 地							
			名称							
防火	対	象 物	象物	用途						
			構造・規模	造		也上	階	地下	階	
				床面積	r	n <sup>2</sup>	延べ	面積	m²	
			消防用設備等							
			<b>範</b> 囲							
承		認								
			適用内容							
<del>**</del> ***	₩.	⇒刃	ш н							
不	承	認	理由							